**仮想通貨交換業の廃止の公告**

**380\_2**

**【管理する財産がある場合】**

　当社は、令和○○○年○月○○○日をもって仮想通貨交換業の全部を廃止することにいたしました。

令和○○年○○月○日時点で当社が管理するお客様の金銭及びビットコインにつきましては、令和○○○年○月○日以降に、以下のとおり、返還手続を行います。

一　お客様の金銭は当社に登録されているおお客様の金融機関の口座に振り込みます。

二　お客様のビットコインは、当社が適当と判断する時期及び方法により、日本円に換金したうえで、当社に登録すれているお客様の金融機関の口座に振り込みます。

三　お客様が金融機関の口座を当社に登録していない場合その他前記一及び二に方法によることが困難な場合には、前記一の金銭及び前記二の売却代金は、当社に登録済の住所に対して現金書留で郵送する方法、供託その他当社が適当と認める方法により、返還いたします。

　以上、同法同条第三項の規定により、公告いたします。

　令和○○年○○月○○○日　**（※①）**

　　○○県○○市○○○○町○○番地

　　　　　　　　　　株式会社○○○○○○○

　　　　　　　　　　代表取締役　○○　○○

（※①）掲載日は、原稿をいただいた後、掲載可能な日をご連絡いたします。

・掲載希望日がある場合はご連絡ください。

関連条文

　資金決済に関する法律第六十三条の二十第三項

　内閣府令第七号（仮想通貨交換業者に関する内閣府令）第三十二条第三項